

名寄市職員等からの公益通報に関する要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）に基づき、職員等からの公益通報を処理することについて必要な事項を定めることにより、公益通報者の保護を図るとともに、市の行政運営における法令遵守を推進することを目的とする。

(通報者の保護)

第4条 任命権者及び職員は、通報者に対し、通報したこと、又は通報対象事実に係る調査に協力したことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない。

2 通報者は、通報したこと、又は通報対象事実に係る調査に協力したことを理由として、任命権者又は職員から不利益な取扱いを受けたと思料するときは、通報処理委員会に対し、その是正の申立てをすることができる。

3 通報処理委員会は、前項の申立てを受けたときは、直ちに必要な調査を行い、不利益な取扱いがあると認めるときは、その旨及び当該調査の内容を市長等に報告しなければならない。

4 市長等は、前項の規定による報告があった場合において、当該報告に係る不利益な取扱いが職員に対してなされたものであるときは、直ちに、当該職員が受けた不利益を回復するために必要な措置、当該不利益な取扱いを行った職員に対する措置その他の適当な措置をとらなければならない。

5 市長等は、第3項の規定による報告があった場合において、当該報告に係る不利益な取扱いが委託先事業者の役職員に対してなされたものであるときは、直ちに、当該委託先事業者への当該委託先事業者の役職員が受けた不利益を回復するために必要な措置をとるべき旨の勧告その他の適当な措置をとらなければならない。

(通報処理委員会)

第8条 通報に関する事実を調査し、当該通報に係る事実の中止その他是正のための必要な措置を市長等に提言するため、通報処理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(是正措置等)

第13条 委員会は、調査の結果に基づき調査内容の評価、原因の究明等を行い、再発防止策を市長等に提言することができる。

2 市長等は、前項の提言を受けたときは遅滞なく通報の内容に係る事実の確認を行うとともに、委員会の意見を尊重して、当該事実関係を是正し、再発を防止するための必要な措置を講じなければならない。

3 通報を受けた通報相談員は、市長等が必要な措置をとったときは、その旨を遅滞なく通報者に通知しなければならない。

(是正措置等の評価)

第14条 市長等は、必要な措置を講じた後の適当な時期に当該措置が適切に機能していることを確認し、必要があると認めるときは、更に措置を講じなければならない。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。